

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 9月19日以降の対応について

滋賀県
(令和2年9月17日)

滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- イベントの開催自粛要請については、現状の感染状況等に鑑み、当面11月末まで以下の対策を要請する。
- なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。
- また、12月以降については、国の方針等に基づき改めて検討を行う。

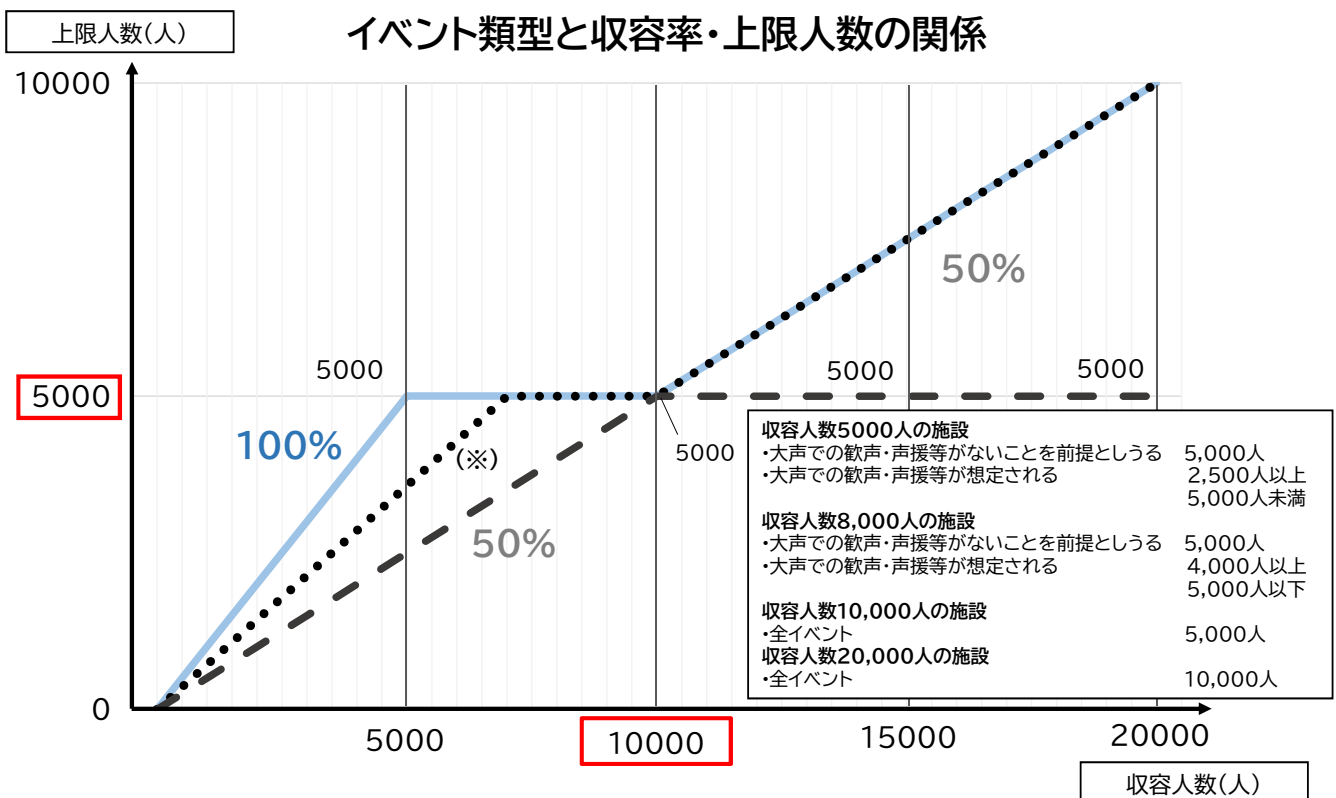
対策の内容	9月18日まで	9月19日～(当面11月末まで)
①外出自粛	・外出自粛の要請は行わない	
②イベントの開催自粛要請	・イベント主催者に対し、 開催自粛を要請 【開催にあたっての上限の目安】 屋内5,000人(収容率50%以内) 屋外5,000人(十分な間隔の確保)	・イベント主催者に対し、 開催自粛を要請 詳細は2～4ページの内容 を参照
③施設の使用制限の要請等	・施設の使用制限の要請等は行わない	
④感染拡大防止対策の徹底	・5ページの協力要請の内容を参照	

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について(概要)

- 必要な感染防止策が担保される場合(3ページ「収容率および人数上限の緩和を適用する場合の条件について」)には緩和することとし、**当面11月末まで**、以下の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については**100%以内**に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については**50%以内**(※)とする。
 - ② 人数上限については、収容人数が10,000人以下の場合は5,000人まで、10,000人を超える場合は収容人数の50%までを可とする。
 - 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合は、滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへ相談すること。
- (※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限定。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

<基本的な考え方>(収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。)

時期	収容率の目安		人数上限の目安
当面 11月末 まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	100%以内 [席がない場合は適切な間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)]	50%以内(※) [席がない場合は十分な間隔(1m)]	



大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの

大声での歓声・声援等が想定されるもの

(※)50%以内、ただし異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限定。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

3ページの措置が担保されない場合

【従来の目安】

屋内5,000人(収容率50%以内)
屋外5,000人(十分な間隔の確保)

収容率および上限人数の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者および施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安(収容率及び人数上限の緩和)を適用する。
- それ以外の場合は、従来を目安を原則とする。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底(感染リスクの拡散防止)**
- **マスク着用の担保(感染リスクの拡散防止)**
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- **参加者および出演者の制限(感染リスクの拡散防止)**
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底(検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等)
- **参加者の把握(感染リスクの拡散防止)**
事前予約時または入場時に連絡先を確実に把握することや、新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」や接触確認アプリ(COCOA)のダウンロード促進等の具体的措置を講じること(例:アプリのQRコードを入口に掲示すること等)
- **大声を出さないことの担保(大声の抑止)**
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備(人員を配置する等)
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- **密集の回避(イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止)**
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)や十分な換気
休憩時間中およびイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理(交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止)**
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

感染防止のチェックリスト

(1)徹底した感染防止等(収容率100%で開催するための前提)

①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)

(2)基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)
④	手洗い	こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦	密集の回避	入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中およびイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」や接触確認アプリ(COCOA)の奨励
⑪	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起

(3)イベント開催の共通の前提

⑫	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑬	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて滋賀県新型コロナウイルス対策相談コールセンターに相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

感染拡大防止対策 協力要請の内容

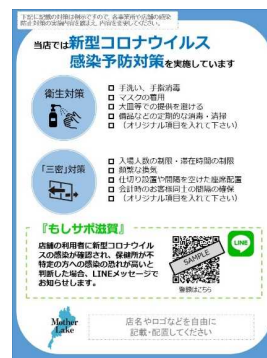
新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、以下の点について県民の皆様に対して協力の要請を行う。(令和2年7月31日)

■感染対策の徹底

- 手洗いの励行、マスクの着用、3つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者と接する機会のある方は、格段の注意
- 免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・適度な運動・ストレスをためない等)
- 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動
- 会食や飲み会、共同生活でのクラスター事例が確認されたことから、そうした場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

■施設・事業所における感染防止策の徹底

- 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- テレワーク・時差出勤の推進



感染予防対策実施宣言書

■大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

- 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

電話番号:077-528-1344

開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長通知「11月末までの催物の開催制限等について」より抜粋】

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート）	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	

(注)

- ・ 上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・ イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱わない。

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（または個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（「収容率および人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用する。

コンサート・演劇・スポーツイベント等

イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定） 	
想定されるイベント及び収容率等	<p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 	<p>【当面11月末まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的な要件	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、または歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、または歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われているもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 	

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とする。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、または十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用する。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会（人数等を管理できるイベント） ・ 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、または歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数制限の目安（目安）

- 基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（「収容率および人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）を上限とする。
- 全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限			
	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		慎重な判断
留意事項	大規模イベント(参加者1,000人超)の主催者は、人数について都道府県と相談。		